## 個人情報ファイル簿 個人情報ファイルの名称 臨時福祉給付金システム 実施機関の名称 市長 個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 福祉事務所生活福祉課 の名称 (課名等) 個人情報ファイルの利用目的 住民税非課税世帯等に対する給付金支給 1氏名、2生年月日、3性別、4世帯主との続柄、 5住民となった日、6住所、7口座情報、8世帯判 個人情報ファイルの記録項目 定区分(税)、9世帯番号、10世帯主基本コード、 11基本コード 登米市に住民登録を有する者 記録範囲 収 集 方 法 □本人 ☑本人以外(市民生活課及び税務課) 要配慮個人情報の □有 ☑無 記録情報を経常的 に提供する場合の 供 先 名 称 総務部市長公室 開示請求等を受理する 〒987-0511 組織の名称及び所在地 所在地 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の 手 続 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 個人情報の処理形態 政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ するファイル ル) ☑有 □無 考 備

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。